

捜査官による取調べの全過程の可視化(録画・録音)を求める会長声明

わが国の刑事事件の取調べが完全な密室の中で行われている弊害は大きい。すなわち、完全な密室の中での違法かつ不当な取調べが繰り返されて、自白調書の作成過程を検証できないままに、虚偽の自白に基づく冤罪が生み出されてきた。

最近でも、佐賀における連続殺人事件である北方事件や鹿児島における選挙違反をめぐる志布志事件において無罪の判決がなされ、無実の者が刑に服したことが後に判明した富山における強姦・強姦未遂事件である氷見事件においては、再審無罪の判決がなされた。佐賀における連続殺人事件の北方事件においては、連日深夜に及ぶ17日間の取調べが行われた結果、自白を内容とする虚偽の上申書が作成され、志布志事件では、「踏み字」に代表される強圧的・誘導的な取調べが行われて、虚偽の自白調書が作成されている。

これらの事件は、いずれも特殊な事案ではなく、わが国での密室での取調べが抱えている根本的な弊害を明らかにする事案であり、密室による取調べが抱えている本質的かつ致命的な欠陥を実証している。私たちは、違法な取調べを受けるとともに、罪のない者が処罰されるという最大の人権侵害を見逃すことはできない。

2007年5月開催の国連拷問禁止委員会も、日本政府に対し、「警察拘禁ないし代用監獄における被拘禁者の取調べが、全取調べの電子的記録及びビデオ録画、取調べ中の弁護人へのアクセス及び弁護人の取調べへの立会いといった方法により体系的に監視され、かつ、記録は刑事裁判において利用可能となることを確実にすべきである」と勧告している。また、既に欧米諸国のほとんどの国やアジアでも韓国、台湾、香港、モンゴルなどにおいて、取調べの録画・録音が実施されている。

また、2009年5月までには裁判員裁判が実施される。同制度においては、一般市民が重大事件の有罪無罪の判断を行い、かつ、量刑の判断も行うことになる。裁判員制度において裁判員が短期間のうちに適正妥当な審理を行えるようにするためには、裁判員が取調べにおける自白に至った経過を容易に検証できる方策を講じておくことは不可欠である。前記北方事件や志布志事件においては、いずれも虚偽の自白を証明するために相当長期間の審理を余儀なくされたのであり、取調べの録画・録音なくしては、同様の事件における自白の真偽を裁判員制度の中で明らかにすることはできない。

しかも、この取調べの録画・録音は決して一部のものではあってはならない。録画・録音されていない部分については、依然として事後的な検証が不可能である。そればかりか、自白を内容とする一部の取調べの状況が録画・録音されていることによって、その結果のみが過大視され、自白の任意性や信用性の判断を誤らせることにもなりかねない。自白事件においては自白そのものの内容よりも、自白に至った経過が明らかにされることの方が極めて重要である。

以上のとおりであり、捜査手続における人権侵害を防止し、かつ虚偽自白に基づく誤った裁判を防止するとともに、裁判員裁判の制度を適正に運営を期するために、取調べの一部ではないその全過程を録画・録音する制度が早急に導入されなければならない。

よって、当会は、速やかに、警察捜査、検察捜査を含めた取調べの全過程について録画・録音し、これを欠くときは証拠能力を否定することを内容とする法律の早期整備を求めるものである。

2008年(平成20年)3月21日

佐賀県弁護士会

会長 松尾弘志